

【固定資産台帳の閲覧上の注意】

1 公表対象とする資産

令和6年3月31日現在、県が保有している資産のうち、土地、建物及び工作物。

2 主な資産区分の説明

資産区分表

	土木系資産以外の資産	土木系資産
事業用資産	行政庁舎、警察施設、学校、公営住宅、試験研究機関、公舎、山林、公共施設（都市公園施設、下水道科学館を除く）等	都市公園施設、下水道科学館
インフラ資産	空港施設、土地改良施設（頭首工施設）、道路交通法上の工作物、海岸保全施設（農地海岸）、防災空港施設	道路施設、河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設（建設・運輸・漁港海岸）

（1）事業用資産

地方自治法第238条第1項第1号から第5号に定める公有財産のうち、インフラ資産に属するものを除いたものをいう。

（2）インフラ資産

住民の社会生活の基盤となり、道路や橋梁、河川など、必要不可欠なネットワーク構成から成り立つもので、代替的利用ができない、移動させることできない、処分に関して制約を受ける等の特質をもつ公共施設をいう。

（3）土木系資産

道路施設、河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設、海岸保全施設（建設・運輸・漁港海岸）、下水道施設（公営企業会計に係るものを除く。）及び都市公園施設をいい、各施設の敷地を含む。

（4）建物

土地に定着する屋根及び柱若しくは壁を有している建築物で、建築物と一体となって機能を発揮する照明装置、給水施設、排水施設、冷暖房装置、昇降機等の建物附属設備を含む。

（5）工作物

建物以外の土地に定着する人工物をいう。

3 記載単位

棟、個、台、筆、㎡、m等を基本とする。

4 固定資産台帳の対象会計区分

一般会計及び特別会計（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第209条第1項に定める一般会計及び特別会計（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は一部の適用を受ける企業に係る特別会計を除く。）をいう。）

5 固定資産台帳に記載しているもののうち非公表とするもの

愛知県情報公開条例において不開示となっているもの。

6 その他

【土木系資産以外の資産】

（1）土地

○登記年月日が不明なものは、「－」とする。

○分筆を行った土地は、分筆をした日の登記年月日を記載する。

○売却可能資産フラグが「有」と記載している資産は、基準時点において、行革大綱等で廃止が決定している施設に係る行政財産及び未利用の全ての普通財産であり、直ちに売却が可能という意味ではない。

(2) 建物

○建物名称が「建物附属」以外で、建築延面積が「0」の建物は、面積の増加を伴わない資本的支出である。

(3) 工作物

○数量が「0」の工作物は、数量の増加を伴わない資本的支出である。

【土木系資産】

(1) 土地

○登記年月日が不明なものは、「－」とする。

○取得価額には取得に係る付随費用（測量費用等）も含まれる。なお取得価格が不明なものは、「－」とする。

○資産価格（帳簿価格）が不明なものは、「－」とする。

○インフラ資産の土地については、施設ごと市町村ごとで集約して記載してあるものも存在する。この場合、面積や登記年月日、取得価格等は概数で計上されている。

(2) 建物

○取得価額が不明なものは、「－」とする。

○資産価格（簿価価格）が不明なものは、「－」とする。

○減価償却累計額が不明なものは、「－」とする。

○建物（延面積が）が不明なものは「－」とする。

(3) 工作物

○取得価額が不明なものは、「－」とする。

○資産価格（簿価価格）が不明なものは、「－」とする。

○減価償却累計額が不明なものは、「－」とする。

○工作物の延長等で不明なものは「－」とする。

○数量が不明なものは「－」とする。

なお、土木系資産における数値の計上方法は、別紙「固定資産台帳に係る数値の計上方法について（土木系資産）」のとおり。

固定資産台帳に係る数値の計上方法について（土木系資産）

土地

道路事業

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：道路台帳の面積から土地開発公社の未買戻し分を控除

河川事業

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：河川毎、市町村毎に 1 m²とした

海岸事業

- ・ 全て

実測面積：買収時の実測面積による

砂防事業（砂防施設）

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：実測面積が把握できたものは実測面積

把握できないものは砂防河川毎に 1 m²とした

砂防事業（地すべり施設）

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：地すべり台帳に記載の公簿面積による

砂防事業（急傾斜地崩壊防止施設）

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：公有財産管理システムに登録されていた実測面積による

公園事業

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：公園財産台帳に記載の公簿面積による

港湾事業（港湾整備事業を含む）

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：港湾台帳より実測面積が把握できたものは実測面積
把握できないものは延長×巾で計算した

漁港事業

- ・ H25. 4. 1 以降

実測面積：買収時の実測面積による

- ・ H25. 3. 31 以前

実測面積：漁港台帳より実測面積が把握できたものは実測面積
把握できないものは延長×巾で計算した

償却（建物、工作物）

道路事業

- ・ H25. 4. 1 以降

数量：取得時の数量による

取得年月日：愛知県に引き渡しを受けた日もしくは供用開始日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量：台帳記載の数量による

取得年月日：台帳等に記載の日付もしくは耐用年数の半分を経過したとして計算した日

河川事業

- ・ H25. 4. 1 以降

数量：取得時の数量による

取得年月日：愛知県に引き渡しを受けた日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量：台帳記載の数量による

取得年月日：台帳等に記載の日付

海岸事業

- ・ H25. 4. 1 以降

数量 : 取得時の数量による

取得年月日 : 愛知県に引き渡しを受けた日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量 : 台帳記載の数量による

取得年月日 : 台帳等に記載の日付もしくは周辺状況より推定した日

砂防事業

- ・ H25. 4. 1 以降

数量 : 取得時の数量による

取得年月日 : 愛知県に引き渡しを受けた日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量 : 工事台帳及び砂防事業計画書記載の数量による

取得年月日 : 工事台帳等に記載の日付

公園事業

- ・ H25. 4. 1 以降

数量 : 取得時の数量による

取得年月日 : 愛知県に引き渡しを受けた日もしくは供用開始日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量 : 公有財産台帳もしくは長寿命化計画に記載の数量による

取得年月日 : 公有財産台帳もしくは長寿命化計画に記載の日付

港湾事業（港湾整備事業を含む）

- ・ H25. 4. 1 以降

数量 : 取得時の数量による

取得年月日 : 愛知県に引き渡しを受けた日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量 : 港湾台帳記載の数量による

取得年月日 : 港湾台帳等に記載の日付もしくは周辺状況より推定した日

漁港事業

- ・ H25. 4. 1 以降

数量 : 取得時の数量による

取得年月日 : 愛知県に引き渡しを受けた日

- ・ H25. 3. 31 以前

数量 : 港湾台帳記載の数量による

取得年月日 : 港湾台帳等に記載の日付もしくは周辺状況より推定した日

ジブリパーク推進事業

数量 : 取得時の数量による

取得年月日 : 愛知県に引き渡しを受けた日もしくは供用開始日